# 市 政 運 営

1	-	組織	• • • • • • • • •	••••	••••	• • • • • •	••••		• • • • •	• • • • •	123
	1	市	議会…	••••	••••	• • • • • •	••••		• • • • •	• • • • •	123
	2	行	旼組織	••••	••••	• • • • • •	••••		••••	• • • • •	124
	3	委	員会及	び委	員	• • • • • •	••••		••••	• • • • •	126
2	-	財政	• • • • • • • • •	••••	••••	• • • • • •	••••		• • • • •	• • • • •	129
	1	財	政力 …	••••	••••	• • • • • •	••••		••••	• • • • •	129
		(1)市	ī税 …	••••	••••	• • • • • •	••••		• • • • •	• • • • •	129
		(2) 地	方交付	け税・	••••	• • • • • •	••••		••••	• • • • •	129
		(3) 国	庫支出	l金・	••••		••••		••••	• • • • •	129
		(4) 都	3支出金	2	••••	• • • • • •	••••		••••	• • • • •	129
		(5)市	ī債 …		• • • • •		••••		••••	• • • • •	129
	2	財	政構造		• • • • •	• • • • • •	••••	• • • • • •	••••	• • • • •	129
	3	こ	れから	の財	 政道	重営	••••	• • • • • •	••••	• • • • •	129

## 

1	広報活動
	(1) 東やまと市報
	(2) 東大和市公式ホームページ134
	(3) 東大和市公式ツイッター134
	(4) 東大和市公式フェイスブック134
	(5) 東大和市公式メールマガジン134
	(6) 東大和市公式動画チャンネル134
	(7)その他の広報活動134
2	広聴活動

## 4. 情報公開 個人情報保護

	<b>行政手続 ▪ 審査請求手続</b> 137
1	情報公開制度137
	(1)公開請求のできる方137
	(2)公開を実施している市の機関137
	(3)公開請求の対象となる情報137
	(4)公開できない情報
	(5)公開決定等の期限
	(6)公開決定等に対する審査請求137
2	個人情報保護制度138
	(1)個人情報の保護を実施している
	市の機関138
	(2)個人情報とは138
	(3)制度実施に当たっての責務138
	(4)保有個人情報の取扱い138

(5)自己情報の開示・訂正・利用停止
を請求する権利
(6)開示決定等に対する審査請求 139
3 行政手続
(1)申請に対する処分に関する手続 139
(2) 不利益処分に関する手続 139
(3)行政指導に関する手続139
(4)処分等の求め
(5)届出に関する手続
(6)その他
4 審査請求手続
<b>5. 選挙</b> ···································

#### 市政運営

## 1. 組織

## 1 市議会

市議会は、市民によって選ばれた議員22人で構成され、 自治体の意思を決定する合議制の議決機関である。

本会議は、全議員で構成され、議決や同意など議会とし ての意思決定が行われる。定例会は年4回(2~3月・6月・ 9月・12月)開催され、臨時会は必要に応じて開催される。

#### ●市議会開会状況

年		開	会	数	
議会	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
定例会	4	4	4	4	4
臨時会	0	1	0	1	0
計	4	5	4	5	4

●歴代副議長

#### ●正副議長

(令和元年12月3日現在)

職名	氏 名	任期
議長	中間建二	令元.5.21~
副 議 長	蜂須賀千雅	令元.5.21~

#### ●歴代議長

氏名	就任年月日	退任年月日							
野口修	昭 22. 5.29	昭 26. 4.30							
<i>II</i>	26. 5.26	30. 4.30							
森田憲太郎	<u>30. 5.17</u>	<u>32. 5.28</u>							
望月高光	32. 5.28	32.10.4							
栗 原 英一郎	32.10.4	<u>33. 9.29</u>							
粕 谷 与三郎	33. 9.29	34. 4.30							
峰 岸 包 義	34. 5. 8	35. 10. 22							
野口矯	35. 10. 22	38. 4.30							
植本兼次	38. 5.13	41. 5.24							
森田憲一	41. 5.24	41. 9.22							
野口 矯	41. 9.22	42. 4.30							
尾 崎 清太郎	42. 5.12	46. 4.14							
川鍋惠一	46. 5.17	48. 5.17							
杉本昌治	<u>48. 5. 17</u>	<u>50. 4.30</u>							
立川倉人	50. 5.14	52. 5.10							
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	52. 5.10	<u>54. 4.30</u>							
古滝直衛	<u>54. 5.15</u>	<u>56. 5.15</u>							
<i>II</i>	<u>56. 5.15</u>	<u>58. 4.30</u>							
宮 鍋 二 郎	<u>58. 5.17</u>	<u>60. 5.13</u>							
比留問 茂	<u>60. 5.13</u>	<u>62. 4.30</u>							
//	<u>62. 5.18</u>	平元. 5.22							
森田益美	平元. 5.22	3. 4.30							
榎本和雄	3. 5.21	5. <u>5. 21</u>							
武石岩男	5. 5.21	7. 4.10							
榎 本 和 雄	7. 5.23	9. 5.23							
森田益美	9. 5.23	<u>11. 4.30</u>							
清水弘	11. 5.19	<u>15. 4.30</u>							
森田憲二	15. 5.20	<u>17. 5.30</u>							
松浦誠	17. 5.30	<u>19. 4.30</u>							
佐村明美	19. 5.22	21. 5.26							
粕 谷 洋 右	21. 5.26	23. 4.30							

氏 名	就任年月日	退任年月日
佐藤新一	昭 22. 5.29	昭 26. 4.30
岸 彦太郎	26. 5.26	29. 7. 1
萩原功三	29. 7. 1	30. 4.30
古滝直衛	30. 5.17	32. <u>5.</u> 28
大久保 平 治	32. 5.28	<u>34. 4.30</u>
立川倉人	<u>34. 5. 8</u>	<u>35. 5. 9</u>
小暮三郎	<u>35. 5. 9</u>	<u>36. 5. 9</u>
古滝直衛	<u>36. 5. 9</u>	<u>38. 4.30</u>
立川倉人	<u>38. 5.13</u>	<u>39. 5.11</u>
森田憲一	<u>39. 5.11</u>	40. 5.10
尾 崎 清太郎	40. 5.10	<u>41. 5.24</u>
古滝直衛	41. 5.24	<u>42. 4.30</u>
//	42. 5.12	46. 4.30
立川倉人	46. 5.17	<u>48. 5.17</u>
尾又大六	48. 5.17	<u>50. 4.30</u>
杉 本 大 吉	50. 5.14	<u>52. 5.10</u>
//	52. 5.10	<u>54. 4.30</u>
齋藤一男	<u>54. 5. 15</u>	<u>56. 5.15</u>
//	<u>56. 5.15</u>	58. 4.30
比留間  茂	<u>58. 5. 17</u>	<u>60. 5.13</u>
下条清治	<u>60. 5.13</u>	62. 4.30
黒木雄也	<u>62. 5.18</u>	平元. 5.22
ル 一 田 田	平元. 5.22	3. 4.30
武石岩男	<u>3. 5.21</u>	5. 5.21
日村日出男	5. 5.21	7. 4.30
	7. 5.23	9. 5.23
<u>田村</u> 日出男 佐村明美	<u>9. 5.23</u>	11. 4.30
	<u>11. 5. 19</u>	13. 6. 1
<u>松</u> 浦 誠 下条 学	13. 6. 1	<u>15. 4.30</u>
	<u>15. 5.20</u>	17. 5.30
押本治雄	17. 5.30	19. 4.30

委員会は、本会議から付託された議案その他を審査・ 調査するための機関として設置され、3つの常任委員会 (総務・厚生文教・建設環境)と議会運営委員会、必要 に応じて設置される特別委員会がある。

氏 名	就任年月日	退任年月日
尾崎信夫	平 23. 5.24	平 25. 5.28
11	25. 5.28	27. 4.30
関田正民	27. 5.26	29. 5.18
押 本 修	29. 5.18	31. 4.30
中間建二	令元. 5.21	(在任中)

氏 名	就任年月日	退任年月日
石 川 庄太郎	平 19. 5.22	平21. 4.28
尾崎信夫	21. 5.26	23. 4.30
関田 貢	23. 5.24	25. 5.28
関田正民	25. 5.28	27. 4.30
中間建二	27. 5.26	29. 5.18
[ 蜂須賀 千 雅	29. 5.18	31. 4.30
//	令元. 5.21	(在任中)

## ●東大和市議会議員

(令和元年12月3日現在)

議席	氏 名	会 派	委員会	議席	氏 名	会 派	委員会	議席	氏 名	会 派	委員会
1	二宮由子	興市会	建設環境 議会運営	9	根岸聡彦	自由民主党	○総務	17	木戸岡秀彦	公明党	○厚生文教
2	大后治雄	興市会	総務	10	木下富雄	自由民主党	建設環境 議会運営	18	東口正美	公明党	総 務 議会運営
3		_	—	11	森田博之	自由民主党	厚生文教	19	中間建二	公明党	建設環境
4	実川圭子	無 所 属	◎厚生文教	12	蜂須賀千雅	自由民主党	総務	20	大川 元	やまとみどり	厚生文教
5	森田真一	日本共産党 東大和市議団	総務	13	関田正民	正和会	建設環境 議会運営	21	床鍋義博	やまとみどり	◎建設環境
6	尾崎利一	日本共産党 東大和市議団	○建設環境 ○議会運営	14	和地仁美	正和会	総務	22	中野志乃夫	やまとみどり	総 務 議会運営
7	上林真佐恵	日本共産党 東大和市議団	厚生文教	15	佐竹康彦	公明党	建設環境 ◎議会運営	委員	〕会欄中 ◎ンナ禾昌트		<b>≝</b> .
8	中村庄一郎	自由民主党	厚生文教 議会運営	16	荒幡伸一	公明党	◎総務	· ©は委員長 議席番号3:		○は副委員長 番は欠番	

### 2 行政組織

市の組織としては、昭和45年10月1日、市制を施 行し、昭和46年2月1日に機構を改革して部制を採 用した。 その後、行政需要の変化に応じて組織改正を行い、平成24年4月1日からは、現在の7部制(市長部局)になっている。

#### ●市理事者

(令和元年5月1日現在)

職		名	J	氏	1	名	任	期
市		長	尾	崎	保	夫	令元.5.1~	-4.4.30
副	市	長	小	島	昇	公	平28.4.1~	~令2.3.31

#### ●歴代村・町・市長

氏 名	就任年月日	退任年月日	氏 名	就任年月日	退任年月日
宮 鍋 庄兵衛	明 22. 7.	明 23. 6.	尾 又 高次郎	大 2. 3.	大 5. 7.
川 鍋 八郎兵衛	23. 9.	25. 5.	※松本晋	5. 7.	5. 8.
尾 又 高次郎	27. 5.	30. 12.	※宮 川 鹿之助	5. 8.10	9. 3.31
※藤野了介	30. 12.	30. 12.	宮 川 鹿之助	9. 4. 1	12. 3. 2
宮 鍋 庄太郎	30. 12.	37.12.	※尾 崎 源四郎	12. 3. 2	12.10. 3
※松本晋	37.12.	38. 3.	※阿 部 純 二	12.10. 3	13. 1.15
※保 々 正一郎	38. 3.	39.12.	※永 長 啓次郎	13. 1.16	13. 2. 8
田 中 杢太郎	39.12.	42. 9.	関 田 安右衛門	13. 2. 9	昭 10. 5. 9
※渡辺 準	42.11.	43. 3.	※根 岸 力太郎	昭 10. 5. 9	10. 5.13
※五十嵐 兵三郎	43. 3.	44. 7.	内 野 吉次郎	10. 5.13	18. 5. 6
尾崎房七	44. 7.	45. 3.	関 田 安右衛門	18. 5.20	21.11.14
※板 谷 確太郎	45. 3.	大 2. 3.	※森田茂作	21. 11. 15	22. 4.17

市	政	運	営
---	---	---	---

氏	名	就任年月日	退任年月日	氏 名	就任年月日	退任年月日
内	野 禄太郎	昭 22. 4.17	昭 26. 4.16	尾 崎 清太郎	昭46.5.1	平 3. 4.30
<b>※</b> 小	峰正存	26. 4.17	26. 4.25	中澤重一	平 3. 5. 1	7. 4.30
内	野 禄太郎	26. 4.26	30. 4.30	尾又正則	7. 5. 1	平 23. 4.30
根	岸昌一	30. 5. 1	46. 4.30	尾崎保夫	23. 5. 1	在任中

●歴代収入役

※印は臨時代理等

#### ●歴代助役及び副市長

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
石 井 権左衛門	明22.5	明23.7	尾崎房七	明22.	
池 谷 藤右衛門	24. 5	27. 5	石井 権左衛門	27. 5	明28.10
尾崎房七	28. 1		石 井 大 吉	28.10	30.11
石 井 権左衛門	30.12	34.12	根 岸 菊太郎	30.11	31.12
野 口 朝之進	34.12	37.12	鎌 田 和三郎	33.12	37.12
粕 谷 徳次郎	39.12	42.11	中島蘭吉	37.12	40. 2
野 口 朝之進	43. 8	43.11	池 谷 亀三郎	40. 2	41. 7
町 田 権右衛門	44. 6	45. 4	三鴨兼蔵	41. 7	44.11
内 野 杢左衛門	大 2. 3	大 5.6	原 仁兵衛	44.12	45. 4
石 井 権 作	14. 5. 8	昭 4. 5. 7	町田傳蔵	45. 4	大 2. 8
根 岸 力太郎	昭 9. 9. 1	14. 2.10	原 仁兵衛	大 2. 8	5. 4
原	14. 2.28	17. 9.17	尾 崎 源四郎	5. 4	9. 2.29
関 田 安右衛門	18. 3. 1	18. 5.19	(代勤 小嶋豊治)	5. 4	9. 2.29
森田茂作	18. 5.25	22. 4.17	小嶋豊治	9. 3. 1	13. 2.18
小峰正存	22. 6. 1	26. 5.31	尾崎祐一	13. 2.19	昭 7. 2.18
小峰正存	26. 8. 1	38. 7.31	根 岸 昌 一	昭 7. 2.19	9. 8.31
幡 場 美 隆	39. 12. 25	47.12.24	木村清重	9. 9. 1	21. 2.15
中澤重一	48. 5.17	平 2. 9.30	根 岸 昌 一	21. 3.19	21. 12. 20
石川博	平 3. 7. 1	8. 3.31	粕 谷 正 二	21. 12. 21	26. 8. 1
米田武司	8. 4. 1	12. 3.31	根 岸 昌 一	26. 8. 2	30. 4.18
佐久間 榮 昭	12. 4. 1	18. 6.30	荒畑栄昌	30. 6.19	35. 2. 4
小飯塚 謙 一	18. 7. 1	22. 6.30	川鍋謙治	35. 4. 1	47. 3.31
氏井博	22. 7. 1	23. 5.16	原仁平	47. 7.20	55. 7.19
小島昇公	24. 4. 1	在任中	関田豊	55.10.1	63. 9.30
※地方自治法の改正によ	、り平成 19 年 4 月	1日	石川博	63.10.1	平 3. 6.30
から副市長へ変更			安島喜一	平 3. 7. 1	8. 3.31

から副市長へ変更 ※「―」については不詳

※地方自治法の改正により平成20年4月1日

8. 4. 1

12. 4. 1

16. 4. 1

12. 3.31

16. 3.31

20. 3.31

から会計管理者へ変更

永通

内堀利

岸

味村昌幸

※「―」については不詳

## 3 委員会及び委員

当市の委員会には、教育委員会、選挙管理委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会があり、委員 には監査委員がいる。

委員会及び委員には、それぞれ事務局がある。 教育委員会では、教育長のもとに2部制をとり、 その下に4課2館が設置され、教育委員会の事務が行 われている。 選挙管理委員会及び監査委員には、それぞれ独 立した事務局がある。

また農業委員会は産業振興課に、固定資産評価審 査委員会は文書課にそれぞれ兼任の形で事務局が おかれている。



庁舎全景

市政運営

東大和市組織図 令和元年10月1日現在 市 議 会 ─────── 議 会 事 務 局───次 長── 庶 務 調 査 係 、 議 事 係 市 長 ─副 市 長───企 画 財 政 部─── 企 画 (課── 企 画 担 当、企 画 担 当、企 画 担 当、 政策推進担当 、 政策推進担当 - 公共施設等マネジメント課 ---― 公共施設等マネジメント係 一行 政 管 理 課——行 政 管 理 係 一秘書広報課——秘書係、広報係、市民相談担当 一財 政 課──財政担当、財政担当 └検 査 担 当 部→総務管財課→庶務係、用地管財係、契約係
 →文書課→文書係、法規係
 →情報管理課→情報システム係、社会保障・税番号制度担当 - 総 務 一職員課——人事給与係、研修厚生係 -防災安全課――消防係、災害・防犯係 部──市 民 課──戸 籍 係、市 民 係 -市 民 一保 険 年 金 課——国民健康保険給付係、国民健康保険税係、 高齢者医療年金係 一課 税 課——市 民 税 係、土地資産税係、家屋資産税係 -納税課──管理係、納税係 -産業振興課──商工係、観光係、農政係 一納 └──地 域 振 興 課──市 民 協 働 係 、 消費・共同参画係、 市民センター係、清原市民センター −子育て支援部−−−子育て支援課−−−手当・助成係、ひとり親・女性相談係、 子ども家庭支援センター ー保 育 課――管理・給付係、保育・幼稚園係、 狭 山 保 育 園 、 やまとあけぼの学園 -青 少 年 課---青少年育成係 — 福 部──福祉推進課──庶務 係、指導調整係 祉 ー高 齢 介 護 課――高 齢 福 祉 係 、 地域包括ケア推進係、 

 ↑
 護保険係、介護給付係、介護認定係

 ↑
 護保険係、介護給付係、介護認定係

 一生活福祉課──庶務係、保護第一係、保護第二係

 一障害福祉課──庶務係、障害福祉係、相談支援係

 −健康 課──庶務 係、予防 係、保健 係 ──環 境 課──環境公害係、緑化推進係 ごみ対策課──ごみ減量係 - 環 境 部一 -都市建設部→都市計画課→計画調整係、都市計画係、地域整備係
 -土 木 課→管 理 係、土 木 係、交通安全対策係
 → 建 築 課→建 築 係 └下水道課──庶 務 係、業 務 係 -会計管理者──会計 課──出 納 係、審 査 係 -学校教育部→教育総務課→庶務係、施設係、学務係 →教育指導課→指導係、教職員係、特別支援教育係 会 課→給食係 教育委員会 教育 長-一社 会 教 育 部── 社 会 教 育 課── 生 涯 学 習 係 、 郷 土 博 物 館 一中 央 公 民 館── 事 業 係 、 南 街 公 民 館 、 狭 山 公 民 館 、 蔵敷公民館、上北台公民館 - 中央図書館---管理係、事業係、桜が丘図書館、 清原図書館 選挙管理委員会 ── 選挙管理委員会事務局 ── 選 挙 係 監査委員 ── 監査委員事務局 ── 一監 査 係 農業委員会 
 — 農業委員会事務局(産業振興課)
 固定資産評価審査委員会-- 書記 (文書課)

●職員数

(平成 31 年 4 月 1 日現在)(単位:人)

男	女	総数
304 (13)	167 (7)	471 (20)

※()内は、再任用短時間勤務職員数(外数)

•	職	層	別	職	員	数
---	---	---	---	---	---	---

(平成31年4月1日現在)(単位:人、%)

	男	割合	女	割合	合計	割合
参 事	12	4.0	3	1.8	15	3.2
副参事	42	13.8	3	1.8	45	9.5
主 査	83	27.3	20	12.0	103	21.9
主事	167	54.9	141	84.4	308	65.4
合 計	304	100.0	167	100.0	471	100. 0



第8回東大和市まちフォトコンテスト (平成31年度実施) 森永乳業賞作品「煌めき」 撮影:原田 拓也 氏

## 2. 財政

#### 1 財政力

財政の目標は、限られた財源を効率的に活用し て、都市基盤の整備、教育・福祉の充実など市民 福祉向上のため、市の仕事を効果的に進めていく ことにある。

一般的に、財政力があるかどうかは、行うべき 仕事に対して市が自ら得られる収入(市税などの 自主財源)が多いか少ないかによって決まる。

市の財政を支える主な歳入には次のようなもの がある。

#### (1) 市税

市民の納める税金には市民税・固定資産税な どがあり、市の財政を支える中心となるもので、 この市税収入の割合が高い市ほど財政力がある といえる。

歳入に占める市税の割合、人口1人当たりの市 税の額は、図1、資料1及び資料2のとおりである。

#### (2) 地方交付税

地方公共団体において、税収の多寡にかかわ らず、全国どこでも一定の行政サービスを受け ることができるよう、財政力の差を埋めるため に、国が一定の基準により交付する税である。

#### (3) 国庫支出金

国が特定の事務事業に対し、国家的見地から 公益性があると認め、その事業の実施に資する ため交付するものである。負担金、補助金、委 託金に区分される。

#### (4) 都支出金

都が法令の規定に基づき又は行政上の必要性 により交付するものである。負担金、補助金、 委託金に区分される。

#### (5) 市債

大規模な施設の建設や公共用地の取得など多 額の経費を要する事業又は地方自治体の財源不 足等に対して、国又は東京都等から資金を調達 する借入金である。

#### 2 財政構造

市の過去5か年の歳入歳出構成比の推移は図3 のとおりである。

歳入の特徴は、納税義務者数の増及び所得環境 の改善等により、市税収入は増加しているものの、 歳入全体に占める市税の割合が39.5%で、平成26 年度に比べて0.9ポイント低くなった。 また、地方交付税の割合も6.2%と0.2ポイント

低くなった。

歳出の特徴は、民生費が歳出全体の半分以上の 割合となり、平成30年度では54.0%と平成26年 度に比べて0.3ポイント高くなった。これは、障 害者福祉費や児童福祉費等の増加によるものであ る。また、教育費の割合が10.2%で、平成26年 度に比べて0.4ポイント高くなった。これは、テ ィームティチャーの配置などによる教育施策の充 実に伴い増額になったためである。

一方、公債費の割合は、これまでの借入金について一部償還が終了していることなどにより、減少している。

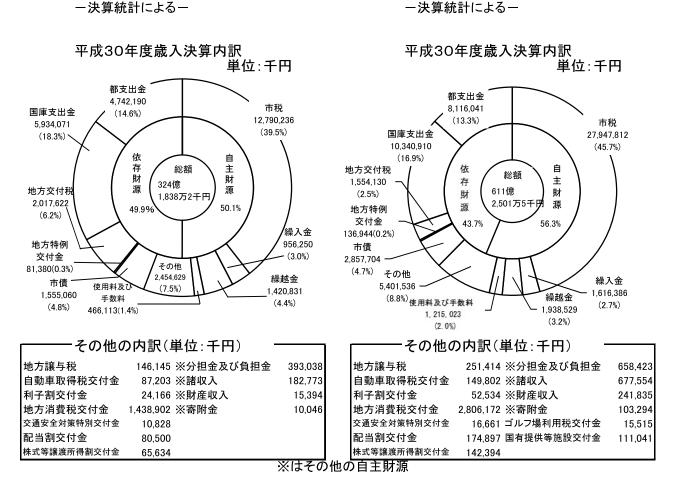
#### 3 これからの財政運営

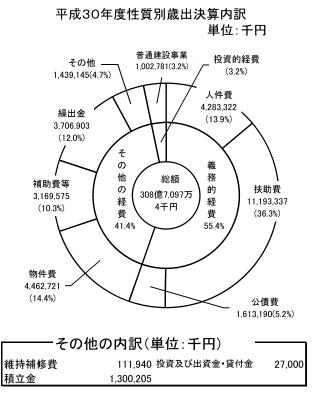
市の自主財源の柱である市税については、景気 の動向等を反映したものとなるが、その確実な見 通しは、難しい状況となっている。依存財源とな る地方交付税については、税収等の状況が反映さ れる制度となっているが、交付税額の確保が安定 的財政運営に必要となってくる。

今後、老朽化した公共施設等の更新や、少子高 齢社会に対応した福祉施策等への取組など、多く の財源が必要となっている。

限られた財源のなかで事業を実施するために は、財政の健全化を図りながら中期・長期の計画 に基づく事業の選択と、効率的かつ安定的な財政 運営が必要とされる。

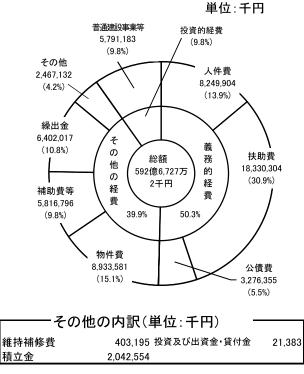
#### ●図-1東大和市普通会計決算状況 -決算統計による-

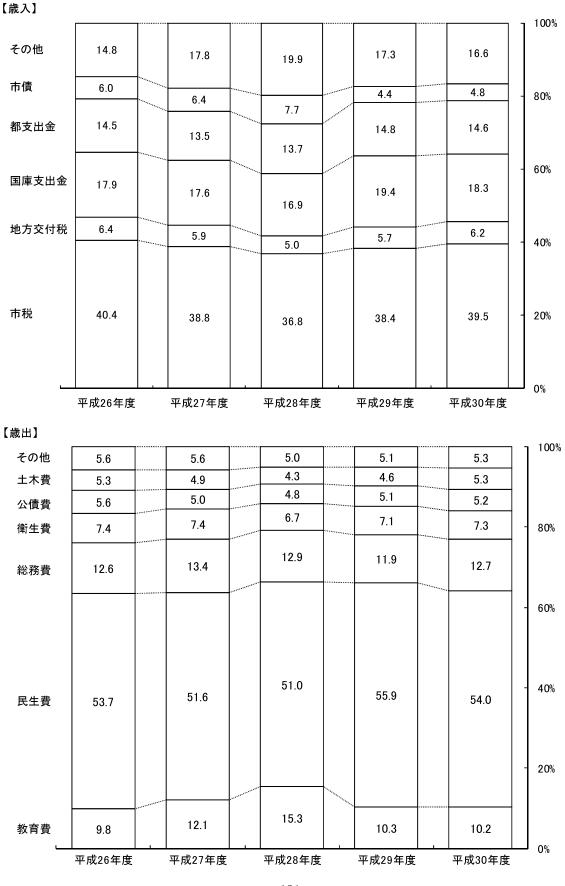




## 平成30年度性質別歳出決算内訳

●図-2東京都26市平均の決算状況





#### 図3 東大和市歳入歳出構成比の推移 — 決算統計による —

-131-

		(資料1)	人口1	人当たりの決算額	(平成 30 年度)
--	--	-------	-----	----------	------------

- 決算統計による- (単位:円)

歳	入			歳			出 (性質	<b>另</b> J)
区分	東大和市 決 算 額	26 市平均 決 算 額		X	分		東大和市 決 算 額	26 市平均 決 算 額
市税	149, 480	174, 176	人	(Ľ	ŧ	費	50, 059	51, 415
地 方 譲 与 税	1, 708	1, 567	扶	眀	ታ	費	130, 817	114, 238
利子割交付金	282	327	公	信	E.	費	18, 853	20, 419
配当割交付金	941	1,090		小	計		199, 729	186, 072
株式等譲渡所得割交付金	767	887						
地方消費税交付金	16, 816	17, 489	物	(Ľ	ŧ	費	52, 156	55, 676
ゴルフ場利用税交付金	0	97	維	持 褚	甫 修	費	1, 308	2, 513
自動車取得税交付金	1,019	933	補	助	費	等	37, 043	36, 251
地方特例交付金	951	853	積	Ţ	Ī.	金	15, 195	12, 729
地方交付税	23, 580	9, 686	投資	<b>译及び出</b> 資	資金・貸付	寸金	316	133
交通安全対策特別交付金	127	104	繰	日	4	金	43, 323	39, 899
分担金·負担金	4, 593	4, 103	投	資的	り 経	費	11, 720	36, 092
使 用 料	1, 589	3, 937		1. 普通	通建設事	業	11, 720	35, 859
手数料	3, 859	3, 635		2. 災等	害復旧事	業	0	233
国庫支出金	69, 352	64, 447		3. 失美	業対策事	業	0	0
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0	692						
都支出金	55, 422	50, 581						
財 産 収 入	180	1, 507						
寄 附 金	117	644						
繰 入 金	11, 176	10, 074						
操 越 金	16, 605	12, 081						
諸 収 入	2, 136	4, 223						
地 方 債	18, 174	17, 810						
습 <b>計</b>	378, 874	380, 943		合	計		360, 790	369, 365

注:人口については、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

巿	政	運	営
---	---	---	---

$\bullet$	(資料 2)	東京都 26 市	市税の比較	(平成 30 年度)
-		• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1. 1	

- 決算統計による -

/			- ~	Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г Г	1	
市	۶.		区分	人口 (人)	市税(千円)	人口 1 人当たり 市税額(円)
八	<u>ب</u> ع		子	562, 460	90, 602, 914	161, 083
立			· 川	183, 822	40, 307, 881	219, 277
武	蔵		野	146, 399	40, 813, 468	278, 782
Ē			鷹	187, 199	38, 294, 322	204, 565
青			梅	134, 086	19, 841, 468	147,976
府			中	260, 011	52, 827, 215	203, 173
昭			島	113, 215	19, 847, 428	175, 307
調			布	235, 169	44, 352, 156	188, 597
町			田	428, 685	68, 407, 085	159, 574
小	金		井	121, 443	21, 451, 213	176, 636
小			平	193, 596	31, 652, 178	163, 496
日			野	186, 283	30, 880, 647	165, 773
東	村		Щ	150, 789	20, 965, 800	139, 041
玉	分		寺	123, 689	23, 054, 347	186, 390
玉			<u> 1</u>	76, 038	15, 069, 770	198, 187
福			生	58, 243	7, 977, 383	136, 967
狛			江	82, 481	12, 502, 511	151, 580
清			瀬	74, 737	9, 595, 024	128, 384
東	久	留	米	116, 830	17, 055, 283	145, 984
武	蔵	村	Щ	72, 546	10, 272, 741	141, 603
多			摩	148, 745	29, 237, 529	196, 561
稲			城	90, 585	15, 479, 219	170, 881
羽			村	55, 607	10, 523, 849	189, 254
あ	き	る	野	80, 851	10, 735, 250	132, 778
西	東		京	202, 817	32, 106, 197	158, 301
東	大		和	85, 565	12, 790, 236	149, 480
2	6 市	平	均	160, 457	27, 947, 812	174, 176

注:人口については、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

#### 3. 広報·広聴活動

#### 1 広報活動

より多くの情報を市民に適時に提供するため、 毎月2回市報を発行し、市の公式ホームページ等の 管理・運営を行っている。

(1) 東やまと市報

東やまと市報を月2回発行し、市の重点施策 や各種事業などを広く市民に周知している。毎 月1日と15日の朝刊(朝日・産経・東京・日経・ 毎日・読売新聞)に折り込んで配布するほか、 公共施設や駅などに配置している。また、前記 の新聞を未購読の方のうち、希望する方に対し、 各戸配布を無料で行っている。

なお、視覚に障害がある方などのうち、希望 する方に対し、市報の内容をCDに吹き込んだ 「声の広報」を月2回、無料で貸し出ししている。

#### (2) 東大和市公式ホームページ

東大和市公式ホームページは、平成12年10月 の開設以来、各種のイベント情報や行政情報の 掲載をはじめ、申請書様式のダウンロード、電 子申請等のサービスを提供している。平成29年 12月にリニューアルを行い、機能の充実や情報 の整理・拡充などにより、利用者の利便性向上 に努めている。

(3) 東大和市公式ツイッター

東大和市公式ツイッター(アカウント名:

higashiyamato18)により、イベントや行政に 関する情報などを広く市内外に発信している。

#### (4) 東大和市公式フェイスブック

東大和市公式フェイスブックに、画像ととも にイベントの様子、まちの話題、行政情報を掲 載している。

(5) 東大和市公式メールマガジン

東大和市公式メールマガジンを毎月1日(月 1回)に配信している。読者が希望する情報を 選んでもらえるように、「観光・イベント」「子 育て・教育」「高齢者・介護」「健康・医療」の 4種別に分けて配信している。

#### (6) 東大和市公式動画チャンネル

インターネットを利用した動画配信サービス 「YouTube」に公式チャンネルを開設し、市が 作成した動画を配信している。

(7) その他の広報活動

絵入り名刺の販売や報道機関への情報提供を 行っている。

#### 2 広聴活動

意見・要望・陳情等を受け、市の基本的施策等を 説明するとともに、意見等は今後の市政運営の参考 としている。その際、多様な意見表明の手段を用意 することにより、市民の利便性の向上に努めている。

相談名	日時	場 所	相談員	問い合わせ
市民相談	月曜日~金曜日 午前8:30~午後5:00	市役所 4 階 市民相談室	市 職 員	秘 書 広 報 課 563-2111(内線1413)
法律相談	<ul><li>毎週金曜日</li><li>予約制(電話可)</li><li>午前9:00~正午</li></ul>	11	弁 護 士	"
登記相談	毎月第1木曜日 予約制(電話可) 午後1:00~4:00	"	司法書士	11
不 動 産 取引相談	毎月第2木曜日 予約制(電話可) 午前9:00~正午	11	<ul><li>宅 地 建 物</li><li>取 引 士</li></ul>	))
行政手続     相	毎月第2木曜日 予約制(電話可) 午後1:00~4:00	//	行政書士	11
人権身の上 悩みごと 相 談	毎月第3木曜日 予約制(電話可) 午前9:30~正午	"	人権擁護委員	11

#### ●市民相談等一覧表

市政運営

相談名	日時	場 所	相談員	問い合わせ
税務相談	毎月第3木曜日 予約制(電話可) 午後1:00~4:00	市役所 4 階 市民相談室	税理士	秘書広報課 563-2111(内線1413)
行政苦情   相	毎月第4木曜日 予約制(電話可) 午前9:30~正午	11	行政相談委員	11
交通事故     相談	毎月第4木曜日 予約制(電話可) 午後1:30~4:00	11	弁 護 士	"
成人健康相談	偶数月第1金曜日 午前10:00~11:30	市 立 保 健 セ ン ター	保   健   師     栄   養   士     歯   科   衛   生	健 康 課 565-5211(内線 1183)
高 齢 者 相 談 高齢者虐待·養 護者支援相談	午前 9:00~午後 5:00(電話可) (日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く)	高齢者ほっと支援 センターいもくぼ 高齢者ほっと支援 センターきよはら 高齢者ほっと支援 センターなんがい	保健師等 社会福祉士 主任介護支援 専門員	高齢者ほっと支援 センターいもくぼ 563-8777 高齢者ほっと支援 センターきよはら 590-1138 高齢者ほっと支援 も たい 590-1138 高齢者ほっと 支援 590-1138
高齢者見守り 支 援 相 談	午前9:00~午後5:00(電話可) ※開所日は窓口毎で異なる。	高齢者見守りぼっ くすいもくぼ 高齢者見守りぼっ くすしんぼり 高齢者見守りぼっ くすなんがい	主任介護支援 専 門 員 社 会 福 祉 士 介 護 福 祉 士	高齢者見守りぼっくすならはし 566-8871 高齢者見守りぼっくすしんぼり 516-9916 高齢者見守りぼっくすなんがい 590-1330
ケ ア ラ ー (介護者等) こころの相談	月曜~金曜日と第2・4 土曜日 予約制(電話可) 午前9:00~午後5:00 (火、木曜日は午後6:30まで)	総 合 福 祉 セ ン タ ー は ~ と ふ る	精神保健 福祉士等	総合福祉センター は ~ と ふ る 地域活動支援センター 516-3982
少年の非行等 相 談	毎月第4木曜日 予約制(電話可) 午後1:00~4:00	子 ど も 家 庭 支援センター	専門相談員	子ども家庭支援センター 565-3651
子 育 て 総 合 相 談	月曜~土曜日 午前 9:00~午後 5:00	11	専門相談員 子ども家庭 支援ワーカー	"
保 育 相 談 (保育コンシェルジュ)	月曜~土曜日 (土曜日は、前週金曜日までに要予 約) 午前8:30~午後5:00 (土曜日は正午まで) ※相談員が不在にすることがあり ます。	市役所 1 階 保 育 課	専門相談員	保 育 課 563-2111 (内線1751~1755)
ひとり親・ 女 性 相 談	月曜~金曜日 午前 9:00~午後 4:00	市 役 所 1 階 子育て支援課	11	子 育 て 支 援 課 563-2111 (内線 1764)

相談名	日時	場 所	相談員	問い合わせ
教育相談	月曜日~金曜日 午前 10:00~午後 5:00	第 三 小 学 校 3 階さわやか教 育 相 談 室	専門相談員	さわやか教育相談室 562-7911
い じめ 電話相談	月曜日~金曜日 午前9:00~午後5:00	市役所5階 教育指導課	"	教 育 指 導 課 516-8091
福祉なんでも相談	月曜日~金曜日 午前9:00~午後5:00	社会福協議会	社 会 福 祉 協議会職員	社 会 福 祉 協 議 会 564-0012
障害者相談	月曜日~金曜日と第2・4 土曜日 午前9:00~午後5:00 (火・木曜 日は午後6:30まで)	総 合 福 祉 セ ン タ ー は~とふる	専門相談員	総合福祉センター は ~ と ふ る 516-3982

(上記相談日が祝日の場合は実施しない)



第8回東大和市まちフォトコンテスト (平成31年度実施) こども写真家賞作品「冬の虹」 撮影:千田 泰和 氏

## 4. 情報公開・個人情報保護・行政手続・審 査請求手続

1 **情報公開制度**(公正で透明な開かれた市政を推 進する)

市では、情報公開の施策として、市民に対し、 市報や各種刊行物の配布、市の窓口でのさまざま な情報の提供を行っている。さらに、情報公開の 総合的な推進の一環として東大和市情報公開条例 を制定している。(平成2年制定。平成15年9月 全部改正)

この条例は、市民の市政への参加を促進し、公 正で民主的な開かれた市政を発展させるため、行 政情報の公開を請求する市民の権利を保障すると ともに、市民と市政との信頼関係を深め、地方自 治の本旨に即した市政を推進することを目的とす るものである。

#### ≪情報公開制度の主な内容≫

(1) 公開請求のできる方

市内在住者、市内事業者(個人・法人・団体)、市内在勤者、市内在学者、理由を明示して請求する者(個人・法人・団体)

(2) 公開を実施している市の機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委 員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議 会

#### (3) 公開請求の対象となる情報

職員が職務上作成又は取得した文書、図画、 写真、フィルム、電磁的記録で、職員が組織的 に用いるものとして実施機関が保有しているも の(官報、新聞、書籍など販売目的で発行され るものや、学術研究用等の資料として特別の管 理がされているものを除く)

(4) 公開できない情報

市の保有している情報は、公開が原則である が、次のような情報については非公開としてい る。

- 法令秘情報 法令等で公開することができないとされて いる情報
- ② 個人情報 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別す ることができるもの(他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することができ ることとなるものを含む)

・個人に関する情報で特定の個人は識別され ないが、公にすることにより個人の権利利益 を害するおそれがあるもの

- ③ 事業活動情報 事業を営む個人、法人等の情報で競争上又 は事業運営上の地位等が損なわれると認めら れるもの
- ④ 公共の安全、秩序維持情報

人の生命、身体、財産又は社会的地位の保 護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の 維持に支障が生ずるおそれがある情報

⑤ 審議、検討又は協議に関する情報 公にすることにより、市、国、地方公共団 体等の内部又は相互間における率直な意見の 交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる おそれ等があるもの

⑥ 行政運営情報

公にすることにより、市、国、地方公共団 体等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあるもの

⑦ 任意提供情報

第三者が、実施機関の要請を受けて、公に しないとの条件で任意に提供した情報であっ て、公にしないことに合理的な理由があるも の

(5) 公開決定等の期限

原則として、請求書を提出した日の翌日から 14日以内に、公開等の決定をし、遅滞なく通知 をする。

#### (6) 公開決定等に対する審査請求

実施機関の行った行政文書の公開決定等に不 服がある者は、審査庁に対して審査請求をする ことができる。

審査請求があった場合には、審査庁は東大和 市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、そ の答申を経て裁決を行う。(なお、審査請求手続 全般については、4を参照)

#### 2 個人情報保護制度(個人情報を守る)

市では、市民生活に密接に関係する業務を行っ ていることから、市民の個人情報を様々な形で保 有している。これら個人情報の適切な収集・管理・ 利用などについて定め、個人情報の保護を図って いくため、東大和市個人情報保護条例を制定して いる。(平成17年制定。平成18年4月施行)

この条例は、市の保有する個人情報を適切に管 理することを市に義務付け、市民が自己の情報に ついて、開示・訂正・利用停止の請求をする権利 を保障するものである。

また、個人情報保護制度の適正な運営を図るた め、個人情報保護審議会を設置している。条例の 規定により審議会の権限とされた事項のほか、個 人情報保護制度の運営に関する重要事項などにつ いて、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申 を行う。

#### ≪個人情報保護制度の主な内容≫

(1) 個人情報の保護を実施している市の機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委 員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議 会

#### (2) 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、特定の 個人を識別することができるもの(他の情報と 照合することにより特定の個人を識別すること ができるものを含む。)及び個人識別符号が含ま れるもの

#### (3) 制度実施に当たっての責務

① 実施機関の責務

実施機関は、個人情報の保護について必要 な措置を講じ、個人情報がみだりに公にされ ることがないよう最大限の配慮をしなければ ならない。

また職員は、職務上知り得た個人情報をみ だりに他人に知らせたり、不当な目的に使用 してはならない。

- ② 市民の責務 市民は、個人情報の重要性を認識するとと もに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報 の保護に努めなければならない。
- 事業者の責務
   事業の実施に当たっては、個人情報の取扱

いを適正に行い、個人の権利利益を侵害しな いよう努めなければならない。

#### (4) 保有個人情報の取扱い

適正な収集

・個人情報は原則として本人から収集する。

・実施機関は、原則として要配慮個人情報を 収集してはならない。

・実施機関が個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にし、目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集する。

② 個人情報取扱事務の届出

実施機関が個人情報を取扱う事務を開始し ようとするときは、事務の目的、個人情報の 記録項目、対象者の範囲などを市長に届け出 ることとしている。

届出を受けた市長は、その内容について目 録を作成し、誰でも閲覧できるようにするこ ととしている。

③ 保有個人情報の適正管理

・事務の目的に必要な範囲内で、保有する個 人情報を正確で最新なものに保つよう努める とともに、個人情報が漏れたり滅失したりし ないよう安全確保の措置を講ずることとして いる。

・保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに消去又は廃棄することとしている。

・個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、 個人情報の保護に関して必要な措置を講ずる こととしている。

④ 保有個人情報の利用・提供の制限

・保有個人情報は、原則として、利用目的以 外の目的のために利用し、及び提供してはな らない。

・市の電子計算機と外部の電子計算機をオン ラインで結合すること、又は結合された電子 計算機を利用して、保有する個人情報を外部 のものへ提供することも、原則として禁止している。

- (5) 自己情報の開示・訂正・利用停止を請求す る権利
- ① 開示請求権

誰でも、実施機関が保有している自己の個 人情報の開示を請求することができる。

- ② 訂正請求権 開示を受けた自己に関する情報に事実の誤 りがあるときは、その訂正(追加、削除を含 む)を請求することができる。
- ③ 利用停止請求権 開示を受けた自己の個人情報が、条例に違 反して収集、利用又は提供されているときは、 その情報の利用停止を請求することができる。
- (6) 開示決定等に対する審査請求

実施機関が行った個人情報の開示決定等に不 服がある者は、審査庁に対して審査請求をする ことができる。

審査請求があった場合には、審査庁は東大和 市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、そ の答申を経て裁決を行う。(なお、審査請求手続 全般については、4を参照)

3 行政手続(市政運営の公正性の確保と透明性の 向上のために)

施設の利用や手当の支給などを求める申請に対 して行う許可等の処分又は許可等を取り消す処分 については、行政手続法や東大和市行政手続条例 が通則的な事前手続(行政手続)のルールを定め ている。これにより、行政運営における公正性の 確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の 保護に役立てている。

(1) 申請に対する処分に関する手続

許可等を求める申請に対して行政庁が行う処 分に関する手続の主な内容は、次のとおり。

- 許可等を行う場合の判断基準となる「審査 基準」や標準の処理期間を定める「標準処理期 間」を設定し、窓口備付けなどの公にする措 置を実施
- ② 申請が到達した場合には、遅滞なく審査を 開始
- ③ 許可等の申請を拒否する場合には、その理 由を提示
- ④ 申請に関する必要書類や審査の進み具合な どの情報を提供(努力)
- (2) 不利益処分に関する手続

法令、条例等に基づき許可の取消しなど特定 の人の権利を制限したり、義務を負わせたりす る「不利益処分」に関する手続の主な内容は、 市政運営

次のとおり。

- 不利益処分をする場合の判断基準となる 「処分基準」を設定し、窓口備付けなどの公に する措置を実施(努力)
- ② 不利益処分をする前に、聴聞、弁明の機会の付与など相手方に意見を述べる機会を保障
- ③ 不利益処分をする場合には、その理由を提示
- (3) 行政指導に関する手続

行政目的の実現のための勧告など相手方の任 意の協力を得て行う「行政指導」に関する手続 の主な内容は、次のとおり。

- 行政指導は行政機関の所掌事務の範囲内で 実施
- ② 行政指導に従わないことを理由とした不利 益な取扱いは不可
- ③ 行政指導の趣旨、内容、責任者を明示。許認可等の権限を行使し得ることを示して行う行政指導については、さらに許認可等の権限行使の根拠法令等も明示
- ④ 法律・条例に根拠のある行政指導のうち要
   件不適合と思われるものについては、相手方
   は中止等の求めを申し出ることが可能

(4) 処分等の求め

法令違反の事実について是正の処分・行政指 導がなされていないと思う者が申し出る「処分 等の求め」に関する手続の主な内容は、次のと おり。

- 申出は、所定の事項を記載した書面を提出
- ② 申出を受けた行政庁等は、調査を実施、必要があると認めるときは処分等の権限行使
- (5) 届出に関する手続

法令、条例等に基づいて市に対して所定の情 報を提供する「届出」に関する手続の主な内容 は、次のとおり。

① 届出書の記載事項や添付書類に不備がなければ、行政機関の事務所に到達したときに手続が完了

② 届出に必要な書類などの情報を提供(努力)

(6) その他

「申請に対する処分」の申請に該当しない申込 み等については、(1)の手続と同様の取り扱いを するよう努める。 **4 審査請求手続**(市民等の権利救済と適正な行政運 営の確保の手続)

平成28年4月から施行された新しい行政不服審査 法は、行政庁に対する不服申立てについて、審査請 求に一元化した上で手続を整備した。新しい手続の 主な内容は、次のとおり。

- (1) 行政庁の処分又はその不作為に不服がある場合は、審査庁に審査請求をすることができる。
- (2) 審査請求期間は、処分を知った日の翌日から3 か月
- (3) 市長が審査庁となる場合は、処分に関与しない 職員を審理員に指名し、公正な立場で審理
- (4) 弁明書に対する反論書提出権、口頭意見陳述権、 閲覧・写しの交付請求権など審査請求人の手続的 権利の充実
- (5) 審査庁である市長は、審理員の作成した審理員 意見書を基に、東大和市行政不服審査会に諮問、 その答申を経て裁決
- (6) 審理員指名通知、諮問通知、答申書の送付・公 表など、手続の「見える化」を導入
- (7) 行政事件の訴えの提起前に審査請求の裁決を 要する審査請求前置制度については、大幅に縮小
- (8) 情報公開・個人情報保護に係る処分の審査請求 については、審査庁が東大和市情報公開・個人情 報保護審査会による諮問・答申を経て裁決

#### 5. 選挙

選挙は、自らの意見を政治に反映させることがで きる最大の機会であり、政治を行う代表者を選ぶ大 切なものである。

このため、選挙は、明るく、公正に行われ、市民 の意思が正しく政治に反映されるものでなければ ならない。

また、市民一人ひとりが日ごろから主権者として の自覚を持ち、選挙制度に対する正しい理解と認識 にたって判断し、行動することが必要である。

しかし、全国的に若い有権者を中心に投票を棄権 する人が後を絶たず、とりわけ若い有権者の声がよ り政治に反映されることが期待されている。

このような状況から、選挙管理委員会、明るい選 挙推進委員会では、街頭啓発、選挙出前授業、模擬 投票等を実施するなど、投票率の向上に向けた様々 な啓発活動を実施している。

#### ●選挙人名簿登録者数の推移

(各年9月1日現在) (単位:人、%)

区分	選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 (※1)			総人口に対する
年	男	女	11- 11-	登録者数の割合
平成29年	35, 089	36, 162	71, 251	84.1
平成30年	35, 064	36, 137	71, 201	84.3
令和元年	34, 927	36, 112	71, 039	84.5

※1 総人口に対する登録者数の割合は、外国人住民数を除いて算出したものである。

#### ●投票区別名簿登録者

(令和元年9月1日現在) (単位:人)

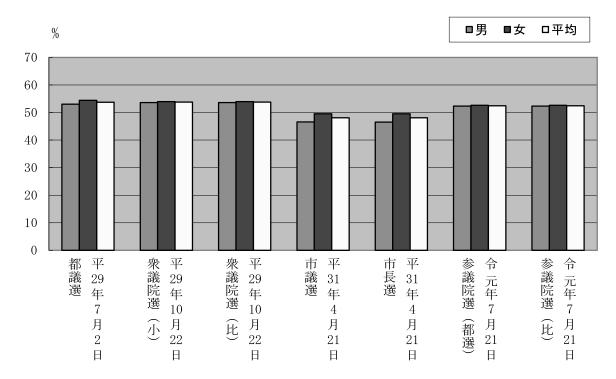
投票区	投 票 所	選挙人名簿登録者数		
		男	女	計
1	蔵 敷 公 民 館	2,237	2, 275	4, 512
2	第 七 小 学 校	2,050	1, 928	3, 978
3	奈良橋市民センター	3, 011	2, 976	5, 987
4	狭山 公民 館	1, 983	2, 103	4,086
5	第 六 小 学 校	2, 555	2, 701	5, 256
6	第 二 小 学 校	1,656	1,700	3, 356
7	南街市民センター	2,806	2, 987	5, 793
8	向原市民センター	2, 163	2, 555	4,718
9	新 堀 地 区 会 館	2,090	2, 179	4,269
10	上北台市民センター	2, 981	3,006	5, 987
11	第 五 小 学 校	1, 998	2,023	4,021
12	第 四 小 学 校	2, 526	2, 452	4,978
13	中 央 公 民 館	1,900	1,810	3,710
14	旧みのり福祉園	1,992	2,055	4,047
15	桜が丘市民センター	2,979	3, 362	6,341
	合 計	34, 927	36, 112	71,039

#### ●在外選挙人名簿登録者数の推移

(各年9月2日現在) (単位:人)

区分 年	男	女	# <b> </b>
平成 29 年	30	33	63
平成 30 年	29	34	63
令和元年	29	37	66

#### ●選挙別投票率



#### ●投票区別投票率(令和元年7月21日執行 参議院議員選挙東京都選出)

